

# 令和8年度 児童クラブ入所のご案内

**受付期間** 令和7年12月1日（月）～12月12日（金）

※年度途中の入所をご希望の場合も上記期間にお申込みください。

**受付場所** 市役所子育て支援課、南支所、埴生支所、山陽総合事務所

★この案内冊子をご確認の上、お手続きいただきますようお願いいたします。

## 《目 次》

児童クラブの概要・・・・・・・・・・・・・・・・	P1～2
1 児童クラブの目的、活動内容	
2 児童クラブ一覧（保育実施場所）	
3 対象児童	
4 実施期間	
5 休所日	
6 保育時間	
7 入所期間	
入所・延長保育の要件・・・・・・・・・・・・	P3～4
料金・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
入所申込方法・必要書類・・・・・・・・・・・・	P6～7
入所決定、決定後のお手続き・・・・・・・・	P8
入所内容の変更・退所・・・・・・・・・・・・	P8～9
お願い・注意事項・・・・・・・・・・・・	P9

山陽小野田市役所 福祉部子育て支援課 保育係

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL (0836) 82-1207 / FAX (0836) 82-1240

## 児童クラブの概要

### 1 児童クラブの目的、活動内容

保護者の就労等により、放課後及び長期休業期間（夏休み等）に児童のお世話ができない家庭（留守家庭）を対象に、児童を一定の場所に預かり、支援員のもとで集団での遊びを通して児童の健全育成を図ることを目的としています。

主な活動内容は、①基本的な生活習慣の習得と遊びの支援 ②出欠の確認をはじめとした安全の確保、健康状態の把握 ③家庭や地域との連携です。安心して集団生活を過ごせるよう支援員が保育を行います。なお、学習支援や投薬等の医療行為は行っておりません。

### 2 児童クラブ一覧（保育実施場所）

クラブ名	小学校区	住所	電話番号
本山	本山	大字小野田 482（本山小学校隣）	88-3136
赤崎	赤崎	大字小野田 4402（赤崎小学校隣）	88-2491
須恵	須恵	大字小野田 5228（須恵小学校隣） 大字小野田 5258（須恵小学校内）	83-0960
小野田	小野田	中川三丁目 2-1（小野田小学校内）	83-3223
高泊	高泊	大字西高泊 923（高泊小学校隣）	83-6591
高千帆	高千帆	掃山二丁目 6-17（高千帆中学校前） 掃山一丁目 25-1（高千帆小学校内）	83-0970 83-2100
有帆	有帆	新有帆町 1-14（有帆地域交流センター隣）	83-7473
厚狭	厚狭	大字厚狭 897（厚狭小学校隣） 大字厚狭 897-2（厚狭小学校内）	72-1999 090-9318-2832
第二厚狭	厚狭	大字厚狭 1042-3（真珠保育園隣）	73-1531
出合	出合	大字山野井 2816（出合小学校内）	070-7564-5557
厚陽	厚陽	大字郡 3492（厚陽小中学校内）	75-0412
埴生	埴生	大字埴生 275（埴生小中学校隣）	76-2950

※保育実施場所は、入所児童数や状況により変更となる場合があります。

※通学している小学校区の児童クラブに入所していただきます。

※転校した際には、転校日以降は転校先の児童クラブに入所となります。

P7（3）注意事項④をご確認ください。

### 3 対象児童

市内の小学校に通う1年生から6年生までの児童

※ただし、高千帆、厚狭に通う児童は、1年生から3年生まで、  
須恵に通う児童は、1年生から4年生まで

### 4 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

### 5 休所日

日曜日、祝日、お盆（8月14日から8月16日まで）、

年末年始（12月29日から1月3日まで）、

学校行事や天災、インフルエンザなどの感染症等、特別な事情により保育できないと判断した日

※学校が特別な事情により臨時下校・臨時休校の場合は、学校の判断に準じて、児童クラブを休所する場合があります。

### 6 保育時間

授業のある日（平日）	放課後から17時まで
授業のない日（土曜日・長期休業期間中）	8時30分から17時まで

※延長保育については4ページをご覧ください

### 7 入所期間

年間保育	令和8年4月1日～令和9年3月31日
春休み（4月）	令和8年4月1日～1学期始業式の日まで
夏休み	1学期終業式の日から2学期始業式の日まで
冬休み	2学期終業式の日から3学期始業式の日まで
春休み（3月）	修了式の日から令和9年3月31日まで

## 入所・延長保育の要件

### 8 入所の要件

(1) 同居している18歳以上（高校生を除く。）70歳未満のご家族全員が以下の条件を満たしていること（ただし別建物は除く。）。

※住民票上の同世帯・別世帯は関係ありません。

ご家族の状況	要件
就労	① 年間保育利用の場合 1日4時間以上、月15日以上勤務で、勤務終了が15時以降であること ② 長期休業期間のみ利用の場合 8時から17時までのうち1日4時間以上、月15日以上勤務であること
求職活動	通所開始月から3か月のみ
就学	就労の場合と同じ授業日数、授業終了時刻であること
出産	産前、産後それぞれ3か月のうち必要な期間
入院・疾病・けが	入院等で常時安静が必要であること
障がい	障がい等で児童をみるのが困難であること
看護・介護	親族を、常時、看護・介護していること

(2) 児童クラブ保育料の滞納がないこと

※滞納がある場合は、入所申込み前に子育て支援課にご相談ください。

(3) 注意事項

- ① 求職活動中の入所については、通所開始月から3か月以内に仕事を決められない場合、退所していただきます。
- ② 育児休暇中の児童クラブの利用はできません。
- ③ 内職での児童クラブの入所は認めておりません。
- ④ 状況が変わられた場合は、子育て支援課にご連絡ください。

## 9 延長保育について

保護者（父母）の方の勤務状況により、朝と夕方に延長保育を実施しています。ご利用には、延長利用申込書の提出と保護者の方が利用要件を満たしていることが必要です。なお、延長利用の場合も利用料は変わりません。

区分	延長時間	要件
早朝延長	8：00 ～8：30	8時30分からの保育では勤務に支障のある家庭。 (原則、保護者の方の勤務開始時刻が9時30分以前)
夕方延長	17：00 ～18：30	17時までにお迎えが困難な家庭。 (原則、保護者の方の勤務終了時刻が16時以降)

※延長保育利用者は、18時30分までにお迎えをお願いします。

困難な方は、ファミリーサポートセンター（有料）等をご利用ください。

※18時30分を過ぎてのお迎えが年3回ありますと、延長保育の利用を取消すことがあります（クラブの利用は引き続き可能です。）。

※求職活動中、出産の理由で児童クラブを利用されている方は延長保育はご利用できません。

### ファミリーサポートセンターとは・・・(事前登録必須)

育児の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となり、助け合う、相互援助活動の会員組織（有償ボランティア活動）です。

利用例：児童クラブや習い事の送迎など

<お問合せ先>

山陽小野田市子育て総合支援センター スマイルキッズ内

TEL (0836) 82-1212 山陽小野田市掃山一丁目4番3号

## 料金

### 10 保育料及びおやつ代について

#### (1) 児童クラブ保育料

世帯区分	月額 (8月以外)	8月分
一般世帯	3,000円	4,000円 (うち1,000円は加算分)
(2人目以降)	1,500円	1,500円
前年度市民税 非課税世帯	免除	500円 (加算分)
(2人目以降)	免除	免除
生活保護世帯	免除	免除

- ① 8月は保育時間が長いことから、保育料に加算分1,000円(非課税世帯は500円)がかかります。2人目以降の加算はありません。
- ② 月途中の入退所については、日割りした保育料になります。8月途中に入退所された場合、基本分は日割り計算しますが、加算分については日割りいたしません。
- ③ 同一世帯で同時に2人以上入所するときは、2人目以降の児童の保育料は、半額(1,500円)になります。
- ④ 年間利用の場合は、長期休業期間中も在籍児童扱いとなりますので、児童クラブを利用しなくても保育料がかかります。
- ⑤ 生活保護世帯・前年度市町村民税非課税世帯は、保育料を免除します。
- ⑥ 児童クラブ保育料の納入については、原則「口座振替」をお願いします。  
詳細については、入所決定と同時に文書でお知らせします。
- ⑦ お支払いが確認できない場合、退所していただく場合があります。

#### (2) おやつ代

おやつ代	月額 1,500円
------	-----------

- ① おやつ代は、各児童クラブに直接お支払いください。
- ② おやつ代に関する問い合わせは、各児童クラブをお願いします。  
※物価高騰の影響により年度途中から値上げする可能性があります。

#### (3) スポーツ安全保険料(全員加入)

保険代	児童1人につき年額800円
-----	---------------

※お支払い方法については、入所決定と同時に文書でお知らせします。

## 入所申込方法・必要書類

### 1.1 入所申込みに必要な書類等について

#### (1) 児童クラブ保育申込書（児童1人につき1枚必須）

※申込書上部の保護者欄に記載された方が、保護者（保育料納付義務者）として登録されます。これまでに児童本人又はきょうだい児の利用がある場合に、保護者を変更されると口座情報が引き継がれないため、金融機関で再度の口座振替手続きが必要になりますのでご注意ください。

#### (2) 延長保育申込書（申込書裏面）※希望者のみ

#### (3) 児童クラブ入所予定児童状況表

#### (4) 就労証明書等（下表のとおり）

- ①同居している18歳以上（高校生を除く）70歳未満のご家族全員の状況に応じて、必要な証明書等を添付してください。
- ②同時に2人以上の申込みをされる場合は、添付書類は各1枚で構いません。  
また、保育園や幼稚園への提出書類と兼ねる場合はお申し出ください。
- ③就労証明書等には、記入漏れのないようお願いします。なお、記入漏れがあった場合、書類を受理できない場合がありますのでご了承ください。

ご家族の状況	必要な証明書等
就労（勤務・自営業・農業その他）	就労証明書
求職中	申立書
就学中	申立書、在学証明書又は学生証、時間割表
出産の場合	申立書、母子手帳の写し
入院・疾病・けがの場合	申立書、診断書等（1か月以内の日付）
障がいのある場合	申立書、手帳の写し
看護・介護	申立書、介護される人の診断書等
その他特別な事情	申立書等

#### (5) 令和7年度所得課税証明書

令和7年1月2日以降に山陽小野田市に転入された方で、利用料の免除を受けるために前年度市民税非課税世帯であることを証明する場合のみ、提出してください。

2人以上お申し込みされる場合も、1枚で構いません。

## 12 入所申込み受付について

### (1) 受付場所

市役所子育て支援課、南支所、埴生支所、山陽総合事務所

※各児童クラブでの申込みはできません。

※郵送可（令和7年12月12日（金）必着）

ただし、書類に不備があった場合、受付できないことがありますので、早めのご提出をお願いします。

郵送先：〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
山陽小野田市役所 子育て支援課 保育係

### (2) 受付期間

令和7年12月1日（月）～12月12日（金）必着

※年度途中の入所をご希望の場合も、上記期間にお申込みください。

※受付期間後にお申込みされた場合は、書類は受け付けますが、一旦待機となります。児童クラブの状況によっては入所希望日通りに入所することが困難な場合がございますのでご注意ください。

### (3) 注意事項

①書類に不備等があった場合、受付できません。

②確認のため、書類受付後に内容を照会させていただく場合や追加書類の提出をお願いします場合があります。

③児童クラブの受入可能人数等により待機となる場合があります。

④年度途中の転校等により児童クラブの変更を希望する場合は、受付期間中にその旨もあわせて申し出てください。申し出がなかった場合、ご希望に添えない場合がございますのでご注意ください。

⑤特別な事情（市外通学等）により入所を希望される場合は、子育て支援課にご相談ください。

## 入所決定、決定後のお手続き

### 1.3 入所決定について

- (1) 入所決定及び不承諾は、2月上旬に文書で通知（郵送）する予定です。
- (2) 申込みが受入可能人数を超える場合、待機していただくことがあります。
- (3) 申込みが多数の場合は、入所予定児童の学年・保護者の就労状況（勤務日数等）・家族構成などを考慮して、優先順位の高い方から入所を決定します。同時に2人以上申込みをされる場合、年齢が上の児童だけ待機となる可能性もございますのでご了承ください。

優先度	← 低 → 高 →	
学年	6年生	1年生
勤務日数等	少	多
家族構成	同居の親族有	同居の親族無 など

- (4) 厚狭小学校区については、実施場所は厚狭児童クラブ（学校敷地内及び厚狭小学校内）と第二厚狭児童クラブ（真珠保育園・幼稚園横）の2か所あります。どちらのクラブに入所するかは、申込書に記載していただいた希望クラブを考慮しますが、申し込み多数の場合は、市が入所決定基準（入所歴、きょうだい児の入所・入園状況等）に基づいて調整を行い決定いたします。ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### 1.4 入所決定後にしていただくこと（予定）

- (1) スポーツ安全保険料のお支払い（全員加入）  
市で保険に加入します。詳細は、入所決定通知と合わせてお知らせします。
- (2) 各児童クラブへの入所手続  
入所までに各児童クラブにて、入所手続と説明を受けてください。  
新1年生は、仮入学後等に説明会を行います。詳細は、入所決定通知と合わせてお知らせします。

## 入所内容の変更・退所

### 1.5 内容変更届について

児童クラブ申込み時から住所・氏名・連絡先・勤務先・世帯構成等の変更があった場合は、速やかに「内容変更届」を提出してください。なお、就労証明書に記載された勤務の状況が変更になった場合は、就労証明書の添付が必要です。

## 16 退所届について

児童クラブを退所する場合は、「退所届」を提出してください。退所届を提出されるまでは在籍児童扱いとなりますので、利用をしていない場合でも保育料がかかります。また、日付を遡っての退所はできません。

## お願い・注意事項

### 17 その他（注意とお願い）

- (1) 児童の送迎については、保護者の責任においてお願いします。
- (2) 児童が、発熱などの体調不良の場合は、児童クラブを休ませてください。また、児童クラブ活動中に同様の症状になった場合等は、保護者の方にご連絡しますので、必ずお迎えに来てください。
- (3) 17時に一斉下校を実施しています。夕方延長をご利用の方は必ず18時30分までに保護者のお迎えをお願いします。（自宅が遠い児童はご相談のうえ、17時より前に帰宅をお願いする場合があります。）
- (4) 旧津布田小学校区の児童は送迎タクシーの利用が可能です。（事前申込必須）
- (5) 用事で早く迎えに行かれるときや、早く帰らせたい等帰宅方法が変わる場合は児童クラブにご連絡ください。
- (6) 保育時間内や帰宅途中に、習い事・スポーツ少年団等へ行かれる場合は、児童クラブの保育時間から離れるため、保護者の責任のもとでお願いします。
- (7) 児童クラブを欠席する場合は、必ず児童クラブへご連絡ください。
- (8) 連絡なしで長期（1～2か月）児童クラブを休まれる場合、退所していただく場合があります。
- (9) 児童クラブは、集団生活の場ですので、クラブでの秩序を乱したり、他の児童に迷惑をかけたりした場合、退所していただくことがあります。
- (10) 児童が施設を壊したときは、修繕等に要する費用を負担していただくことがあります。
- (11) 提出書類や児童の入所状況等については、市・事業委託先・各児童クラブにて情報共有させていただきますのでご了承ください。
- (12) 児童クラブは、保護者が就労等により児童の保育ができない場合に保護者に代わって保育を行うものです。保護者の仕事が休みの日は、児童クラブを利用することはできませんので、（求職活動、産前産後を除く。）ご家庭で児童と一緒に過ごしてください。
- (13) インフルエンザ等感染症により学級閉鎖の場合、対象となっている学級又は学年の児童は、健康であっても感染拡大防止の観点から利用できません。